

松江市告示第 128 号

松江市公共工事の入札及び契約に関する情報の公表規程（平成 20 年松江市告示第 101 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（発注の見通しに関する事項の公表） 第 2 条 市長は、毎年度、4 月 1 日（当該日において予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（予定価格が <u>200 万円</u>を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。 （1）～（3） 略 2・3 略 （入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表） 第 3 条 略 （1）～（3） 略 2 市長は、公共工事（予定価格が <u>200 万円</u>を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）	（発注の見通しに関する事項の公表） 第 2 条 市長は、毎年度、4 月 1 日（当該日において予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（予定価格が <u>130 万円</u>を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。 （1）～（3） 略 2・3 略 （入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表） 第 3 条 略 （1）～（3） 略 2 市長は、公共工事（予定価格が <u>130 万円</u>を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）